

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は臨床 TMS 研究会（英名：Clinical TMS Research Society）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区信濃町 35 慶應義塾大学医学部精神神経科学教室内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、精神疾患に対する経頭蓋磁気刺激（TMS）療法に関心のある医師および医療従事者が集まり、適切な診断と治療を通じて症状改善が行なえるよう、相互の連携により患者様が適切な医療サービスを受けられる基盤作りを検討することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 精神疾患に対する TMS 療法の教育及び普及
- (2) 学術集会及び学術講演会等の開催
- (3) 会誌その他公刊物の発行
- (4) 国内外における関係学術団体との連携
- (5) TMS に関する症例登録及び予後調査
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は本会の目的に賛同し、その事業を推進する次の会員とする。

- (1) 施設会員 大学の講座・教室又は研究施設若しくは診療施設
- (2) 個人会員 医療関係者である個人
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助する法人又は団体若しくは個人
- (4) 名誉会員 本会对し顕著な功労のあった者で世話人会において承認を得た個人

2. 前項の施設会員、個人会員及び賛助会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の手続きを経て世話人会の承認を得なければならない。

(年会費)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、施設会員、個人会員及び賛助会員は、別に定める年会費を、その年度の間に納入しなければならない。

2. 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を世話人会に提出することにより、任意に退会することができる。

2. 退会する会員は、未納の会費を納入しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、世話人会において、出席した世話人の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を著しく傷つける行為を行った場合。
- (3) 本会に目的を明らかに著しく損なう行為を行った場合。
- (4) その他除名すべき正当な自由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 年会費の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (4) 当該会員が死亡または解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての施設会員及び個人会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 収支状況の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、世話人会の決議に基づき代表世話人が招集する。

(議長)

第15条 総会の議長は、代表世話人とする。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、施設会員及び個人会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、過半数の施設会員及び個人会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、施設会員及び個人会員の議決権総数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3. 施設会員及び個人会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。

4. 施設会員及び個人会員は、書面による議決権の行使ができる。

5. 代理人及び書面により議決権を行使した者は、総会の出席者として取り扱う。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び総会において選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 世話人

(世話人の選任等)

第19条 本会に世話人を置く。

2. 世話人は、施設会員及び個人会員の中から推薦されたものを世話人会で選任する。施設会員の代表者(正代表)は世話人に推薦される。

3. 世話人の任期は2年とし、定期世話人会終了の翌日に始まり、次々期定期世話人会終了の日に終わる。ただし、再任を妨げない。

(世話人の職務)

第20条 世話人は世話人会を構成し、この会則に定める事項のほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。世話人から選任された役員及び監事も世話人であるとし、構成員として計数する。

第6章 役員および顧問

(役員を設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 代表世話人1名
- (2) 副代表世話人1名
- (3) 事務局世話人1名以上
- (4) 監事2名

2. 前項の代表世話人をもって、一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 役員は、世話人会で、世話人の中から選任する。

(役員職務及び権限)

第23条 代表世話人は、本会を代表し、その業務を総理する。

2. 副代表世話人は、代表世話人を補佐し、代表世話人に事故があるときはその職務を代行する。

3. 事務局世話人及び監事は、会則及び世話人会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4. 監事は、役員職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員は無報酬とする。ただし、会務のために要した費用は、支弁することができる。

(役員責任免除)

第27条 本会は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、世話会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第28条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問の選任は、世話会の推薦により、代表世話人が行う。

3. 顧問は、世話会の諮問に応え、意見を述べることができる。

4. 顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第7章 委員会

第29条 本会は、必要に応じ委員会を置くことができる。

2. 各委員会を担当する委員は、世話人会において役員と合わせて選任される。
3. 委員の任期は、選任後2年以内とする。ただし、再任は妨げない。
4. 委員会についての詳細は別途定める。

第8章 資産および会計

(事業年度)

第30条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業収支及び収支予算)

第31条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表世話人が作成し、世話人会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第32条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表世話人が次の資料を作成し、監事の監査を受けた上で、世話人会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第3号、第4号の書類についてはその承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配禁止)

第33条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第37条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 附則

第38条 本会則は令和3年6月1日から施行する。

会費規定

1. 定款第7条の会員の会費規定は、次の通り定める。

2. 本会の会費は、次の通りとする。

施設会員とは、大学病院や市中病院に勤務している医療従事者で、団体申し込みを希望する会員を指す。ただし、1回分の会費で申し込み可能な人数は5人までとする。個人会員とは、主に開業医・個人事業主の方、組織に所属する医療従事者であっても、個人での申し込みを希望する者が該当する。

(1) 施設会員：年額 10,000 円

(2) 個人会員：年額 3,000 円

(3) 賛助会員：年額 1 口 50,000 円以上

3. 名誉会員は会費を納めることを要しない。

4. 個人会員のうち学生（大学院生含む）は会費を納めることを要しない。

4. 会費の納入は年1回とし、毎年度3月末日までに全額納入しなければならない。但し、新規会員は入会時に会費を納入するものとする。

5. 本規定を改定する場合は、世話人会及び会員総会の承認を受けなければならない。

付 則

1. 本規定は、令和3年6月1日から施行する。